

特定非営利活動法人 HeartBeats 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 HeartBeats という。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を広島県廿日市市宮浜温泉一丁目4番36号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、幼児から大人まで幅広い世代に対して、打楽器及び吹奏楽を用いた音楽教育、演奏会の開催、並びに指導支援に関する事業を行い、音楽の楽しさを共有し、表現する喜びを伝えることで、地域文化の振興と子どもの健全な育成、及び豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 打楽器ワークショップ及び小規模演奏会の開催事業
 - ② 定期演奏会及び音楽イベントの企画・運営事業
 - ③ 部活動の地域移行に伴う指導者派遣及びコンサルティング事業
 - ④ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員：本法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員：本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に

申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
 - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、本法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 本法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示

したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 本法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第53条 本法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本法人の公告は、本法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山下 やよい

副理事長 荒木 祐介

理事 橋村 実希

理事 高瀬 和佳

監事 峰 真揮子

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年

3月31日までとする。

6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員(個人) 入会金 0 円 年会費 3,000 円
- (2) 正会員(団体) 入会金 0 円 年会費 3,000 円
- (3) 賛助会員(個人) 入会金 0 円 年会費 3,000 円
- (4) 賛助会員(団体) 入会金 0 円 年会費 3,000 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人HeartBeats

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	やました やよい 山下 やよい		無
副理事長	あらき ゆうすけ 荒木 祐介		無
理事	はしむら みき 橋村 実希		無
理事	たか せ あいか 高瀬 和佳		無
監事	みね まきこ 峰 真揮子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

音楽、とりわけ「リズム」は、言葉や世代の壁を越えて人の心に直接響き、喜びや活力を与える力を持っています。私たちはこれまで、打楽器アンサンブル「HeartBeats」として、打楽器の持つ多彩な音色とリズムを通じて、多くの人々に音楽の楽しさを届けてまいりました。

近年の社会情勢を見渡すと、子どもたちが生の音楽に触れ、仲間と共に表現する機会が減少しています。また、中学校における部活動の地域移行が進められる中で、専門的な指導者の不足や地域での受け皿づくりが大きな課題となっています。

私たちは、打楽器を中心とした音楽活動を通して、幼児から大人まで幅広い世代が世代を超えて集い、共に音楽を楽しみ、表現できる場を提供したいと考えています。また、部活動の地域移行に対応し、専門的な指導や合奏の機会を提供することで、次世代の奏者たちの音楽文化の継承と発展に貢献したいと考えています。

特定非営利活動法人として法人格を取得することで、社会的信用を高めるとともに、行政機関、教育機関、地域団体等と連携しながら、より継続的かつ発展的な音楽普及活動を展開することを目指します。

「HeartBeats（鼓動）」の名のとおり、地域に寄り添い、人々の心に響く音楽活動を通して、地域文化の振興と子どもの健全な育成、そして豊かな社会の実現に寄与することを目的として、ここに特定非営利活動法人HeartBeatsを設立するものです。

2 申請に至るまでの経過

打楽器奏者 山下やよいを中心に、打楽器アンサンブル「HeartBeats」を結成。地域での演奏活動やワークショップを開始。

2006年～2025年

自主公演を中心とした活動を継続し、定期コンサートを通算16回開催。地域イベントへの出演や音楽教育活動を展開。

2025年頃

子ども向け音楽教育および地域音楽文化の振興の必要性を強く感じ、活動の継続性と社会的信頼性を高めるため、NPO法人化を検討。

2026年3月11日

理事長に山下やよい、副理事長に荒木祐介、理事に橋村実希、高瀬和佳、監事に峰真揮子を選出し、設立に向けた役員会を開催。

2026年6月14日

特定非営利活動法人HeartBeats設立総会を開催。

令和 8 年 6 月 14 日

特定非営利活動法人HeartBeats

設 立 代 表 者

山下 やよい

令和 8 年 度 事 業 計 画 書

特定非営利活動法人HeartBeats

1 事業実施の方針

幼児から大人まで幅広い世代に対して、打楽器および吹奏楽を中心とした音楽教育・演奏活動を通じて、音楽の楽しさを共有し、表現する喜びを伝えることを目的とする。

令和 8 年度は、地域住民および子どもたちへの認知度向上を図り、ワークショップや演奏活動を定期的実施することで、地域における音楽文化の受け皿としての基盤を構築する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
打楽器ワークショップおよび小規模演奏会の開催事業	小規模演奏会 ・マリンバナイト	4月19日 (日) 17:00～ 18:00	岩国café アクアマ リン	2名	一般市民23名	46
	・マリンバナイトおよび 打楽器ワークショップ	6月28日 (日) 17:00～ 18:00	ADOA大野	4名	一般市民100 名	200
	・山陽建鋼有限会社親睦 会	9月5日 (土) 17:00～ 18:00	岩国市関 戸	4名	地域住民50名	100
	・マリンバナイト	9月6日 (日) 17:00～ 18:00	岩国café &ber優	2名	一般市民20名	40
	・マリンバナイト	11月15日 (日) 17:00～ 18:00	ADOA大野	4名	一般市民100 名	200
定期演奏会および音楽イベントの企画・運営事業	・FUNFUNコンサート	12月4日 (金) 18:30～ 19:45	広島市西 区民文化 センター スタジオ	5名	一般市民150 名	225
部活動の地域移行に伴う指導者派遣およびコンサルティング事業	・部活動の地域以降に伴う指導者派遣	通年平日	広島市 岩国市 周南市	1名	地域住民100 名	50
	・荒木祐介マリンバコンサートコンサルティング	令和9年 度事業	広島市西 区民文化 センター スタジオ	1名	一般市民150 名	0

令和9年度事業計画書

特定非営利活動法人HeartBeats

1 事業実施の方針

幼児から大人まで幅広い世代に対して、打楽器および吹奏楽を中心とした音楽教育・演奏活動を通じて、音楽の楽しさを共有し、表現する喜びを伝えることを目的とする。

令和9年度は、昨年度実施事業を継続するとともに、定期演奏会を開催する。また、新規のコンサルティング事業を実施し、地域における音楽文化を推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実 施 予 定 場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
打楽器ワークショップおよび小規模演奏会の開催事業	小規模演奏会 ・マリンバナイト	4月16日 (日) 17:00～ 18:00	岩国café アクアマ リン	2名	一般市民23名	46
	・打楽器ワークショップ ・ミニコンサート	6月25日 (日) 17:00～ 18:00	ADOA大野	4名	一般市民100 名	250
	・打楽器ワークショップ	8月11日 (水) 17:00～ 18:00	スターピ アくだま つ	2名	一般市民30名	50
	・マリンバナイト	9月3日 (日) 17:00～ 18:00	岩国café &ber優	2名	一般市民20名	40
	・マリンバナイト	11月12日 (日) 17:00～ 18:00	ADOA大野	4名	一般市民100 名	200
定期演奏会および音楽イベントの企画・運営事業	・パーカッションアンサンブル HeartBeats17th コンサート	10月22日 (土) 15:30～ 17:15	シンフォ ニア岩国	5名	一般市民700 名	1,050
部活動の地域移行に伴う指導者派遣およびコンサルティング事業	・部活動の地域以降に伴う指導者派遣	通年平日 週火、木	広島市 岩国市 周南市	2名	地域住民200 名	100
	・荒木祐介マリンバコンサートコンサルティング	12月2日 (土) 15:30～ 17:15	広島市西 区民文化 センター スタジオ	2名	一般市民150 名	225
	・Zuckerコンサートコンサルティング	令和10年 3月17日 (金) 18:30～ 20:00	広島市西 区民文化 センター	3名	一般市民550 名	1,650

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人HeartBeats
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	0		
		60,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	10,000		
施設等受入評価益	0		
		10,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
打楽器ワークショップおよび小規模演奏会の開催事業収益	586,000		
定期演奏会および音楽イベントの企画・運営事業収益	225,000		
部活動の地域移行に伴う指導者派遣およびコンサルティング事業収益	50,000		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0		
		861,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			931,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	40,000		
旅費交通費	270,000		
印刷製本費	30,000		
交際費	121,000		
賃借料	400,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	861,000		
事業費計		861,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	10,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			871,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			60,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			60,000

令和9年度の事業年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人HeartBeats
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	90,000		
賛助会員受取会費	30,000		
		120,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	0		
		100,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4. 事業収益			
打楽器ワークショップおよび小規模演奏会の開催事業収益	586,000		
定期演奏会および音楽イベントの企画・運営事業収益	1,050,000		
部活動の地域移行に伴う指導者派遣およびコンサルティング事業収益	1,975,000		
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業収益	0		
		3,611,000	
5. その他収益			
受取利息	20		
雑収益	0		
		20	
経常収益計			3,831,020
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
謝金	1,000,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	1,000,000		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	350,000		
印刷製本費	200,000		
賃借料	1,250,000		
備品費	511,000		
委託費	200,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	2,611,000		
事業費計		3,611,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	30,000		
交際費	50,000		
通信費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	80,000		
管理費計		80,000	
経常費用計			3,691,000
当期経常増減額			140,020
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計		0	
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計		0	
当期正味財産増減額			140,020
前期繰越正味財産額			60,000
次期繰越正味財産額			200,020